

【第2問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問4》～《問6》）に答えなさい。

《設 例》

会社員のAさん（30歳）は、将来に向けた資産形成のため、株式や債券への投資による資産運用を考えている。株式については同業種の上場会社であるX社とY社の株式に、債券については上場会社であるZ社の社債に興味を持ったが、実際に投資する前に、投資指標や売買等に係る税金について理解しておきたいと考えている。

そこで、Aさんは、ファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。

〈X社およびY社に関する資料〉

・財務データ

（単位：百万円）

	X社	Y社
資 産 の 部 合 計	310,000	470,000
負 債 の 部 合 計	60,000	180,000
純資産の部合計	250,000	290,000
売 上 高	180,000	360,000
営 業 利 益	20,000	34,000
経 常 利 益	21,000	35,000
当 期 純 利 益	17,000	24,000
配 当 金 総 額	6,300	7,000

※純資産の金額と自己資本の金額は同じである。

・株式に関する情報

X社：株価1,500円、発行済株式数1億8,000万株、1株当たり年間配当金35円

Y社：株価2,400円、発行済株式数1億株、1株当たり年間配当金70円

〈Z社債に関する資料〉

・購入価格：99.30円（額面100円当たり）

・表面利率：0.55%

・利払日：年2回

・残存期間：4年

・償還価格：100円（額面100円当たり）

※Z社債は、特定公社債に該当する。

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問4》 Mさんは、Aさんに対して、《設例》のデータに基づいて、株式の投資指標について説明した。Mさんが説明した次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

- ① 「X社およびY社のROEはいずれも8%を上回っています。一般に、ROEが高い会社ほど、自己資本の効率的な活用がなされていると判断することができます」
- ② 「X社株式およびY社株式のPBRはいずれも1倍を下回っています。一般に、PBRが低いほど株価は割安と判断されますが、PBRが1倍を大きく下回る株式は、その企業の資本収益性や成長性に対する投資家の評価が低い可能性があります」
- ③ 「配当性向は、X社のほうがY社よりも高くなっています。一般に、配当性向が高いほど、株主への利益還元の度合いが高いと考えることができます」

正解

×①

$$X社のROE = \frac{\text{当期純利益}}{\text{自己資本(純資産)}} = \frac{17,000}{250,000} = 6.8\%$$

$$Y社のROE = \frac{\text{当期純利益}}{\text{自己資本(純資産)}} = \frac{24,000}{290,000} = 8.3\%$$

×②

$$X社のPBR = \frac{\text{株式時価総額}}{\text{自己資本(純資産)}} = \frac{1,500\text{円/株} \times 1\text{億}8000\text{万株}}{250,000\text{百万円}} = 1.08\text{倍}$$

$$Y社のPBR = \frac{\text{株式時価総額}}{\text{自己資本(純資産)}} = \frac{2,400\text{円/株} \times 1\text{億株}}{290,000\text{百万円}} = 0.83\text{倍}$$

○③

$$X社の配当性向 = \frac{\text{配当総額}}{\text{当期純利益}} = \frac{6,300}{17,000} = 37\%$$

$$Y社の配当性向 = \frac{\text{配当総額}}{\text{当期純利益}} = \frac{7,000}{24,000} = 29\%$$

《問5》 Mさんは、Aさんに対して、株式および債券の売買等に係る税金について説明した。
Mさんが説明した次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

- ① 「Aさんが特定口座（源泉徴収あり）においてX社株式を株価1,500円で500株購入し、購入した年に株価1,700円で全株売却する場合、その他の取引や手数料等を考慮しなければ、売却益となる10万円の20.315%相当額が源泉徴収等されます」
- ② 「AさんがX社株式やY社株式を購入して配当金の支払を受けた場合、その配当金について、申告分離課税を選択して所得税の確定申告をすることにより、配当控除の適用を受けることができます」
- ③ 「Z社債の利子は、源泉分離課税の対象となり、その支払を受ける際に当該利子額の20.315%相当額が源泉徴収等されることで納税が完結するため、X社株式やY社株式などの上場株式の譲渡損失の金額と損益通算することはできません」

正解

○①

×② 配当控除は総合課税の計算であって、分離課税にはない。

×③ 特定公社債の損益と上場株式の譲渡損失は損益通算できる。

《問6》 Z社債を《設例》の〈Z社債に関する資料〉に基づいて購入した場合において、次の①、②をそれぞれ求め、解答用紙に記入しなさい（計算過程の記載は不要）。なお、〈答〉は、表示単位の小数点以下第3位を四捨五入し、小数点以下第2位までを解答すること。また、税金等は考慮しないものとする。

- ① Z社債を償還まで保有した場合の最終利回り（年率・単利）
- ② Z社債を2年後に額面100円当たり99.90円で売却した場合の所有期間利回り（年率・単利）

正解

$$\frac{0.55 + \frac{100 - 99.30}{4}}{99.30} = \textcircled{1}0.73\%$$

$$\frac{0.55 + \frac{99.90 - 99.30}{2}}{99.30} = \textcircled{2}0.86\%$$